

「福祉国家」プロジェクトグループセミナー

2001年2月15日

岩本 純明 氏

報告の概要

「田園空間の『再定義』 日本とイギリス」

1. 問題意識

資本主義化・産業化・「近代化」批判の拠り所としての農業・農村。

この百年、あるサイクルをもって農業・農村が思い返され、「再定義」されてきた。

その際の農業・農村像は、しばしば実態と乖離 理念化された農村、imagined countryside として描かれてきた。

しかし、それはそれなりに、その後の農業・農村政策を動かしていく力になったことは否めない。

日本で農業・農村が問題にされる、「され方」を他国との比較で考えてみたい。(日本とイギリスの歴史的経験)

現代社会における土地所有の意味、

公共空間としての農林地・海浜、

環境権として総称されるものの歴史的・実態的内容を検討する。

2. イギリスの経験 田園アクセス権をめぐる

19世紀、産業革命以後、田園地帯が争点として浮かびあがってきた。

都市環境の悪化、ミドルクラスを中心とした田園地帯への脱出、社会運動としての「田園回帰」: Back to Nature, Back to Land (現代の環境保護運動の源泉)

その背景には、新興ミドルクラスの田園生活の「理想化」と「反産業主義的感情」、大土地所有者による田園空間の独占への社会的挑戦があった。

二つの課題: 田園の保全とアクセス(イギリスの環境保護運動の両輪)。原生自然を保全するという意味ではなく、人工的な自然を保全しながらそれを公共的空間として楽しむ。

田園アクセス権 Public right of access to the countryside をめぐる対抗。

大土地所有者に、田園地帯をレクリエーション空間として開放させるための運動。

その一つの帰結が 1949年国立公園田園アクセス法

「線のアクセス」: public foot path を自由に散策する権利

「面的アクセス」：エリアとして開放
労働党政府の下で（100%ではないが）権利として確立された。

担い手：二つの社会運動グループ

入会地の保全とアクセス容認：“Commons Preservation Society”（1866年創立、現 Open Spaces Society）

主に都市部の入会地（ロンドンの公園とか）が対象。

レクリエーション空間としての開放：Ramblers’ Association（19世紀末から、全国組織は1935年）

1949年国立公園田園アクセス法を経て、現在は、「面的アクセス権」 open countryside（農耕地以外の農村の土地）への包括的アクセス権の容認が争点。これは1949年法でも十分に認められなかったため、前回の選挙で労働党が公約に掲げた。

イギリスでは、特定の土地所有・利用形態の存在が許される公共的根拠が常に問題にされる。その結果、厳しい土地利用計画法+アクセス権を容認する社会立法が出来上がった。

このプロセスをリードしていったのは、都市中産階級が描く田園空間の「再定義」。

イギリスでは、農村の過疎問題はストップして、都市ミドルクラスが居住の場としての農村に移住しているため、農村人口は増加している。そのため、都市からきたミドルクラスと旧農村住民との間で二極分化もおこっている。新しく移住した人々が環境保護運動のリーダーとなり、開発規制を推進し、一方でもともと住んでいる人々は雇用の場がなかなかできないという新しい問題が生まれている。

3. 日本の経験

資本主義・都市化・産業化批判の拠り所として農村が持ち出されることは、日本でも戦前、特に昭和恐慌期の「農本主義」の運動としてあった。

「農本主義」：農業セクター内部のリーダー層（農民自身ではない）からのリアクションとして農業・農村の再定義がなされた。この場合の農村像は、窮乏する農村というかたちで問題視された。イギリスのような、都市ミドルクラスによる田園の肯定的「再定義」ではなかった。

現代：脱サラ・新規就農、定年後帰農、農村定住、グリーンツーリズム…。一種の農村再発見・回帰。イギリスと相似。先進国に普遍的な現象。

現象は同じでも、背後にある状況は違っだろ。う。

日本の特徴は？：

草の根交流がベース（産直、都市農村交流、etc）

日本ではパーソナル、イギリスではマスの動き。

レジャー型開発志向。資本による再定義に農村側が呼応するという要素がある。

ミドルクラスの存在形態 農村再発見の主体。